

入札監理小委員会
第485回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第485回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年11月 1 日(火)17：21～19：25

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 若年者地域連携事業（厚生労働省）
- 建設業取引適正化センター設置業務（国土交通省）
- 地方入国管理局等の在留手続の窓口業務（法務省）
- 養育費相談支援センター事業（厚生労働省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽副主査、川澤専門委員、辻専門委員

（厚生労働省）

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 伊藤参事官
厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 林室長補佐
厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 渡部係長

（国土交通省）

国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室 大澤室長
国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室 赤羽課長補佐
国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室 佐藤係長

（法務省）

法務省入国管理局総務課 柏原補佐官
法務省入国管理局総務課 柴田法務専門官
法務省入国管理局総務課 大塚予算第1係長

（厚生労働省）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 度会室長
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 本間室長補佐

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 末次係長

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第485回入札監理小委員会を開催します。

本日は、若年者地域連携事業、建設業取引適正化センター設置業務、地方入国管理局等の在留手続の窓口業務、養育費相談支援センター事業の実施要項（案）4件の審議を行います。

まず、初めに、若年者地域連携事業の実施要項（案）について、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室、伊藤参事官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○伊藤参事官 よろしくお申し上げます。本日も審議をいただきます若年者地域連携事業を担当しております厚生労働省の若年者・キャリア形成支援担当参事官の伊藤でございます。

ご審議に先立ちまして、事前のご指示に基づき、本事業の概要、実施要項（案）の主な修正内容等について、お手元の資料に従いましてご説明を申し上げたいと思います。よろしくお申しいたします。

初めに、本事業の概要及びその見直し内容でございます。お手元でございますカラー刷りの地域連携事業の見直しの資料を適宜ご参照いただければと思います。

本事業でございますが、若年失業者、フリーターあるいは不安定就労者等を対象といたしまして、それぞれの地域の雇用情勢などの実情に応じ、都道府県等と連携をし、きめ細かい就職支援を行う事業でございます。若者自立挑戦プランに基づきまして、平成16年度から全都道府県において実施をしているところでございます。このうち、今日ご説明申し上げます7つの都道府県におきまして、労働局単位で27年度から民間競争入札が実施をされてきたという経緯があるものでございます。

お手元のこの資料でございますけれども、この事業に係りましての見直し、これを踏まえての現在行っております30年度の概算要求を説明した資料でございます。今ほど申し上げましたこの事業の性格に応じ、都道府県と連携をし、地域の実情に応じた、よりきめ細かい実効性のある事業展開、このメリットを最大限発揮するという観点から、本年夏、行政事業レビューの中でこの事業のあり方についての見直し議論も行われ、そこでの方向性も踏まえまして、この後申し上げます幾つかの観点から、特に都道府県の強み、あるいは特色を活かすという観点からの事業内容スキームの見直しを行ったところでございます。

その具体のポイントでございます。

1つ目は、ここで矢印、実施基盤の強化ということで書かせていただいている部分でござ

ございます。これまでも関係者自主調整の上で本事業内容の選定、その他運営を図ってきたところでございますが、その右側でございますように、労働局、都道府県関係部局をはじめとする地域の関係者で構成をされます協議会をそれぞれ地域ごとに設置した上で、同協議会におきまして今ほど申し上げました事業目的、見直しの方向性に即した形で事業メニュー選定、また、事業目標を設定するという見直しでございます。

2点目、事業内容の重点化でございます。これも今ほど申し上げましたコンセプトに従いまして、この事業メニューをそれぞれの都道府県の強み・特色を活かしたものに重点化をする。従前は、左側でございますように、若者の雇用拡大のための広報・啓発活動など、全体で15ほどのメニューを設定していたところでございます。今申し上げました見直しコンセプトに即して、右側でございますように、次世代を担う若者の不足が見込まれる企業における人材確保、地域特性を踏まえた雇用支援サービス、U I J ターン就職に係る支援、地域の人材流出の防止や定着に係る支援、さらには、これら以外に都道府県が創意工夫をした上でみずから企画・立案をした、地域の強み・特色を生かした事業を追加、この5つのメニューに重点化したところでございます。

さらに3点目、左下に評価の厳格化と書かせていただいているところでございます。ただいま申し上げました重点化した事業ごとの目標に沿いまして、先ほど申し上げました協議会において適正な事業評価を行った上で、この評価結果を踏まえた上で、これを次年度以降の委託費などに反映をする、こうした評価のP D C Aの厳格化を図っていく。

以上の3点の見直しを反映した形で、こちらにございますような形で、現在、本事業を来年度概算要求しているところでございます。

2点目でございます。実施要項（案）の主な修正内容に関し、ただいま申し上げました事業の目的、その見直しの方針、当然のことながら、この市場化テストの趣旨などを踏まえ、私ども考えております実施要項等の主な修正箇所に関しまして、これまたお手元でございます、大部で恐縮でございますが、入札実施要項（案）、関係部分を適宜引用しながらポイントをご説明申し上げたいと思います。

1点目でございます。事業の実施目的に関してでございます。お手元の資料3ページをお開きいただけますでしょうか。3ページ中ほどから下に書かせていただいております。若者を取り巻く完全失業率改善傾向、その中でのフリーターの状況、さらには、学校卒業就職者の3年以内の離職率が引き続き高い状況にあり、個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援が必要であるといった、本事業の背景となります目的等についてより正確・明確

化をした記述に修正をさせていただいているところでございます。

次に、本事業の概要に関してでございます。お手元の資料の4ページ上の部分をお開きいただけますでしょうか。②本事業の概要とお示ししているところでございますけれども、今ほど見直し内容でご説明申し上げましたように、次世代を担う若者の不足が見込まれる企業における人材確保支援対策など、見直しをした後のいわゆる5本柱に沿った形での事業概要について、こちらに修正・反映をさせていただいているところでございます。

次に、入札実施のスケジュールに関してでございます。こちらに関しましては、お手元の資料7ページ下から8ページにかけてごらんいただければと考えているところでございます。こちらに関しましては、落札予定者の決定時期を前倒しする、また、事業の引き継ぎ期間を1カ月程度確保するといったスケジューリングを前提とした上で、8ページの上にございますように、開札・落札予定者の決定時期、事業の引き継ぎ・準備期間等について所要の見直しを反映した内容と修正をさせていただいているところでございます。

次に、企画書の添付資料に関してでございます。こちらは資料の9ページをごらんいただければと思います。より適正に企画の審査を行うという観点から、中段gにございます厚生労働省競争参加資格の写し、あるいは下段jにございます高年齢者雇用安定法に基づきます高年齢者雇用状況報告の写しなどの添付書類の追加をさせていただくこととしております。

次に、落札者決定に当たっての評価方法の見直しに関してでございます。こちらは10ページから12ページにかけてございますが、主には11ページ中段の部分をごらんいただければと思っております。総合評価落札方式、この落札者の決定に当たっての評価方式でございますけれども、財務省との協議などを踏まえた上で、このたび当省の統一的な評価方法を変更したところでございます。具体的には、この11ページ中段にございますように、従前は、300点満点の技術点を入札価格で除して算出をするという方法をとっていたものでございますけれども、こちら、11ページにございますように、あらかじめ200点満点の技術点、また100点満点の価格点に分けて、これを加算する方式に変更した上で、これに伴う若干の技術的な修正をしている。このたびの総合評価落札方式としての評価方法の変更に関しましては、より事業企画の評価を重視するといった観点からこのような統一的な見直しを行ったものでございます。

関連する事項で、少しページが飛んで恐縮でございます。51ページから52ページにかけてでございますけれども、本事業にかかわる評価基準・採点表をお示ししているところ

ろでございます。今ほど申し上げました技術点の見直しに伴いまして、評価項目のウェイトも若干変更しているところがございます。この中で特にごらんいただきたいのは52ページの部分でございます。これまでの事業実績、それからその次の創意工夫の取り組みでございますが、こちらの特定のウェイトの若干の変更を行っているところございまして、事業実績の得点ウェイトを低め、その後の創意工夫の得点ウェイトを高めていると。比重はこの資料だけですと読み取りにくい部分もあって恐縮でございますけれども、見直しの結果、事業実績に関しては従前の全体8.3%から7.5%ということで引き下げられ、創意工夫に関しましては従前の8.3%から10.0%への引き上げといった効果を伴う見直しを行っているところでございます。補足をさせていただきました。

資料説明のほう、13ページから19ページのほうにお戻りいただきまして、具体的な諸取り扱いについての市場化テストの実施要項の標準例などに沿っての見直し内容の特にポイントとなる点についても補足説明をさせていただきたいと思っております。

13ページでございますけれども、中段(2)の部分でございます。再度の公告によりましても落札者が決定しない場合の具体の手續について、ここに追記をさせていただいているところでございます。

また少し飛びまして、16ページ中段上の(カ)の部分でございます。受託者が再委託先に業務を実施させる場合の受託者の責任の所在を明確化する追記をさせていただいているところでございます。

また少し飛びまして、18ページでございます。18ページの一番上の(3)の部分でございますけれども、損害賠償保険の加入要件について、これを撤廃する修正をさせていただいております。

次の19ページでございます。この上の部分、①、(ア)でございますが、刑法などの罰則の適用について、受託者を公務従事職員とみなす規定を追記させていただいているという内容でございます。

続きまして、20ページ以下が仕様書に相当する部分でございます。

このうち、最初の22ページの本事業の目的の修正に関しましては、先ほど申し上げました事業目的の修正とほぼ呼応する内容で加除・訂正をさせていただいているものでございます。

次いで、仕様書の24ページの部分でございます。この中段、4の部分でございますけれども、本事業内容に関しまして、労働局ごとに設けられております協議会の議論などを

経て変更の可能性があり、その場合の変更の手續等について記載をさせていただいているところがございます。

次に26ページでございます。ハローワークなどとの事業の重複事業を排除する旨の追記をしているところがございます。

次いで27ページでございます。本事業評価のためのアンケート調査を実施するわけですが、これをより適正に実施をする観点から、全ての支援対象者に配布をする。できる限り未回収がないように行う旨、入念的に記載をしているところがございます。

続いて、29ページから30ページにかけまして、委託費の費目内容に関しまして事業の見直しに伴う整理を行っておりますが、支出を認めている費目そのものについては、従前から実質的な変更は行っているものではございません。

31ページ以下には、それぞれの労働局ごとにおいて提案すべき事業内容についてそれぞれお示ししているところがございます。

このたびの事業見直しの趣旨に沿った代表例だけ幾つか申し上げますと、例えば31ページ、これは北海道の例でございます。非常に広域性がある地域ということで、このⅡの②の部分でございますけれども、来所困難者に対するネットカウンセリングといった事業内容が盛り込まれているものでございます。

少し飛びまして38ページ、福岡でございます。非常に若者の離職率が高いという実態を踏まえまして、大きなⅣの部分でございますけれども、若年社員などを対象といたしました職場定着のためのセミナーといった事業内容が盛り込まれております。

次の39ページ、長崎でございます。こちらに関しましては、Ⅰの部分でございますけれども、県のネットワーク、民間の発信力を活用するといった観点からの企業情報、イベント情報の発信といった事業内容が盛り込まれているものでございます。

次の40ページ、鹿児島でございます。当該地域の課題に即した形で、大きなⅢでございますけれども、UIJターンの支援を県の保有する情報を活用して重点的に実施をするといった内容が盛り込まれているところがございます。

53ページ以降に関しましては、従来の実施状況に関する情報開示ということで、全体といたしまして、前期、第1期の実績に差しかえをいたしまして、それ以前の事業実績については、参考資料という形で今回再整理をさせていただいているところがございます。

以上が大きな2番の実施要項等の見直し内容のポイントでございます。

今ほど申し上げた内容と一部重複をいたしますけれども、競争性確保に向けた取り組み

という観点で、私ども全般的に見直しを行っているところでございます。これ、今までの繰り返しでございまして、特に何ページという対応関係ではございませんけれども、全国共通的に取り組むという意味では、今日繰り返し申し上げております事業内容の大きくくり化・重点化と。また、個別の事業について従前は回数等の目標を設定していたわけでございますけれども、基本的にはそれぞれ支援対象者数という形で業務量を整理するという形で整理もさせていただいている。先ほど申し上げました労働局別の表に、この点、反映をされているところでございます。また、公告期間1カ月程度確保、引き継ぎ期間1カ月程度確保等々の応募者の立場・事情に配慮したスケジューリング等の取り扱いについては、継続をしていきたいと考えております。また、それぞれの労働局ごとにも、これまでも入札者確保の観点からさまざまな取り組みを行ってきておりますが、一部、労働局ごとに取り扱いに差異があったということで、これも個表の中にはそれぞれ書かせていただいておりますけれども、キャリアコンサルタントなどの専門スタッフの人数要件の廃止ですとか、あるいはそれぞれ入札が見込まれる事業者への呼びかけを漏れなく実施をする、現在の受託者の企画書などの関連資料を参照内容として配付をするといった取り組みを、各労働局統一的に行っていきたいと思っております。

最後に、本日の委員会のご審議に向けまして、公共サービス改革基本方針に基づきまして意見募集（パブリックコメント）を行ったところでございますけれども、字句レベルの修正に係る意見のみで、実質的な事業内容に係る意見の提出はなかったということ、念のためつけ加えさせていただきたいと思っております。

私のほうからの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。資料A-2、実施要項の52ページ目でございます。52ページ目の4、その他とございまして、これまでの事業実績について、「応募者の類似事業に関する事業実施状況」とございますけれども、この類似事業というのは具体的にどのようなものを想定していらっしゃるのでしょうか。

○伊藤参事官 この地域連携事業以外の幅広い属性、課題を抱えた若者の就職支援等にかかわる事業といったことを私ども念頭に置いているものでございます。

○辻専門委員 何か具体的な業態のイメージとかがございましてでしょうか。

○伊藤参事官 業態という観点で申し上げますと、例えば一番典型的には、若年失業者などを対象といたしました職業紹介事業であるとか企業求人情報の提供、あるいは就職支援を目的といたしましたさまざまなセミナーの開催といった業態、支援形態が想定されるのではないかと考えております。

○辻専門委員 例えば資格取得の専門学校とかというのは入り得るのでしょうか。

○伊藤参事官 教育訓練事業者そのものに関しましては、当然のことながら、要件を満たす場合には入札者としてその要件を満たし得るものと考えております。教育訓練プログラム、教育訓練の実施そのものに関しましては、必ずしもここで申し上げております類似事業というふうには言い切れない部分もございますけれども、実際の専修学校の事業形態の内容を見ますと、狭義の教育訓練プログラムだけではなくて、受講者に対してのキャリアコンサルティング等の就職に向けての支援も実施をされている実態が通例と把握しております。そういった事業も実施されている場合には類似事業として解釈し得るものと現時点では考えているところでございます。

○辻専門委員 今おっしゃった内容、より具体的なものをお持ちだと思いますので、できれば注記で追加していただければわかりやすいかと思えます。

○伊藤参事官 例えば例示といった形でございますね。

○辻専門委員 そうですね、はい。

○伊藤参事官 はい、そうしてみたいと思います。

○辻専門委員 それからもう1点ございまして、同じ実施要項の5ページ目でございます。サービスの質の設定とございまして、要求水準でございます。これ、拝見する限りでは、アンケートなさって、お客さんがサービスを受けた後、満足したかどうかということの主観的な観点から評価なさるようなんですけれども、そもそも今回のこの事業の目的というのは、例えば3ページ目ですかね、「本事業の目的」って書かれていますけれども、ここを拝見する限りでは、「若年者の雇用対策を推進する」と書いてございますので、この目的との関係で、もちろんセミナー等を受講なさった方々の満足度というのはこの目的がどれくらい達成されたかを調べる指標には成り得ると思うんですが、もうちょっとこの目的に近づいた、より具体的な、端的に申し上げますと、例えばこの一連のサービスを受けた結果、まさに就職に結びついたかどうかとか、かなり難しいかもしれませんが、より事業目的に接近した、より客観的な指標を検討なさるといことはいかがでしょうか。

○伊藤参事官 よろしゅうございますでしょうか。私どもも考え方としては、この事業が

目的といたします究極の就職実現ということに可能な限り近接・肉薄した評価基準を設定し、運用することが望ましいという認識は十分持っているところでございます。その上で、この事業の具体的な事業内容、対象者を見た場合には、即就職を希望する求職者に対する就職直結型の支援以外に、学校在学中の方に対する職業意識啓発、将来的な就職に結びつく素地を形成する事業ではあるんだけど、この事業の実施期間内には直ちにそれが就職に結びついたかどうかといったことについては、技術的・物理的に評価をすることが困難といった支援メニューもこの中に盛り込まれているものでございます。そういった多様な性格を持つ事業メニュー共通のサービスの質・評価の基準・方法という意味では、確かに一定の多義性があるということは私ども自覚は持っているわけでございますけれども、ここにございますような役に立ったかどうかといった観点、もちろん、この役に立ったというのは、我々の意図としては究極的には就職に結びつくという観点での役に立ったかということではございますが、現状的にはこのような形での評価ということに、全体としての評価方法の簡明性・簡便性ということも加味して考えた場合にはならざるを得ないといった点についても、ご理解をいただければと思っております。趣旨としてはご指摘のとおりと我々は受けとめております。

○尾花主査 何かございましたら。

○浅羽副主査 ご説明どうもありがとうございました。今の点とも少しかかわるかと思うんですけども、今回、事業内容を結構大胆に組みかえたと解釈しております。その非常に中核になるものが、地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービスだということで、先ほど伊藤参事官様から、例えば北海道の例で、今、非常に遠隔地でネットなどを使った、今どきとも言うんでしょうけれども、そうしたサービスをやってくださいと。ここはよくわかったんですね。それによって満足度でもいいと思いますし、何らかうまくつながればと思います。ただ、一方、例えばいただきました資料の39ページ、長崎県の例なんですけれども、長崎県、島嶼部の多いところと私も理解していて、そこで難しいのがインターネットカウンセリングとか、ここはわかるんですが、ここの雇用支援サービスが地元定着を図るとか、あるいは地元企業の魅力等々が入っているんですが、まず1つは質問なんです、ここで言う地元企業というのは離島とか半島の企業なのか、それとも長崎県という意味なのか、これがまず質問の1つ目。

あともう一つは、これ、私、大学の教員をやっていて、地方出身の学生も結構いるんですけども、その地方の学生がまず何を考えるかといったら、地元に戻るか東京で就職す

るかなんですが、そもそも職そのものが、幾ら魅力を発信されても、あるいは地元定着を図ると言われても、東京でないとなかなか就職ができないという実情があるんです。もちろん、何でも、選ばなければとかいうのもあるかもしれないですけども。ですので、この目的自体が県内若者の正社員就職、ここはわかるんですが、及び県内定着を図るとか、あるいは地元定着と言われると、果たしてそれがほんとうの若者支援という目的たり得るのかなというふうにはちょっと半分ぐらい疑問もあって、そこを伺いたいと思ひまして質問させていただきました。

○伊藤参事官 重要な点、ご指摘ありがとうございます。

まず、地元の意味するところでございますけれども、基本的には本事業それぞれの都道府県との連携のもとで実施をするということが本旨の1点でございますので、基本的には、地元というふうはこの要項（案）で書かせていただいているものについてはそれぞれの都道府県を指すもの。ただ、それぞれの個別のメニューごとに見た場合には都道府県で、この場合であれば県単位なんだけれども、とりわけ離島半島部に重点を置いてといったニュアンス・濃淡はございます。考え方としてはそのようなことでございます。

その上で2点目、地元就職、地元定着といっても、それぞれの地域ごとに若者のいわば雇用の受け皿について随分量的多寡があるということは、私どもも労働市場政策を担当する立場で強く認識をし、私どもの事業運営上もそれは大変重要な課題になっている点でございます。その上で、この事業の中で地元定着ということをやっているということに関しましては、確かに都市部に比べた場合、若者にとって魅力がある雇用機会というものがないという実態があるということは前提とした上で、それぞれの地域ごと、とりわけ都道府県という行政主体を捉えた場合には、地域の担い手となる若者、これが学校卒業段階で地元就職をし、定着をし、企業活動という観点で、また地域という観点でも活躍をしてもらい、こういった人材確保というものがそれぞれの都道府県・地域におけるいわば生き残り対策として不可欠。これは、今回ご提示申し上げます対象、各地域労働局も含め、地方部の自治体共通の課題ではないかと認識をしているところでございます。

そうした中で、この事業、都道府県の取り組みと連携をして、これ、精神的な意味での連携ということだけではなく、非常に具体的な意味で、まさに今ご指摘いただいたことと直結するわけでございますけれども、それぞれの地域ごとの産業振興、もっと具体的には企業おこし、あるいは企業誘致、こういったものとも連動した上で、そうした新規に立ち

上げる事業者、誘致をした企業における活動の担い手としての若者の確保を図っていく。そうした観点から、そうした誘致企業、企業創業、地域活動、そういったものにかかわる情報発信、また、その情報発信に基づく若者マッチング、さらにはその後の定着促進、こういった一連の取り組みについて、都道府県と、それから都道府県と連携をして行う国の事業である地域連携事業、適切な役割分担・連携を図りながら行うというのが本旨でございます。私どもも、繰り返しになりますが、今ご指摘ございましたように、地元就職、地元定着を図る上で現状ではいろいろ制約があるということを確認しつつ、むしろ地域の本質的な課題に対応するために、それを乗り越えるために都道府県と国のリソースというものをうまく組み合わせながら提供していくというところにこの事業の狙いがある。その事業実施方法についても、そうした制約と狙い、両面を踏まえた上で工夫を図っていく必要があるという前提での、ここにございますそれぞれの地域ごとの事業メニューであるということでご理解をいただければと思っております。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。2点だけ質問させていただければと思います。

先ほど辻委員のほうからサービスの質の設定について質問と、ご回答いただいたかと思えます。確かに各事業の共通的な指標という意味では、役立ち度のような共通化しやすいものがなじみやすいということは理解するんですが、一方で、今回、各事業のPDCAサイクルを強化されるということで、実施要項の18ページにも、評価の段階ではサービスの質以外にも仕様書において定め、9.の(2)の②のところ、各報告書をもとに評価をされるということですので、ぜひその各事業ごとのPDCAサイクルに基づいた評価結果というのも、こちらの市場化テストの全体の評価の中にもきちんと盛り込んでいただいて、分析を深めていただければというところを1つ、お願いとしてまず申し上げたいと思います。

もう1点なんですけれども、今回いろいろと実施要項を改善していただいたわけですが、過年度の契約状況といいますか、応札状況を拝見しますと、やはり説明会参加者は多いけれども、実際1者応札になってしまったという地域が一部あるかと思えます。そのあたりにつきましては、やはり地域によって難しさというのは当然あるかとは思いますが、他方で1者応札をどう改善するかというところで、実施要項以外にも声かけのようなものというのも必要だと思うので、そのあたりはどのような形で考えていらっしゃいます

でしょうか。

○伊藤参事官 これも重要な点についてご指摘ありがとうございます。

1点目の事業評価に関してでございます。このたびの見直しの本旨を生かし、より実効性がある事業運営を図っていく上で、この要項（案）にも書かせていただいております評価方法、それぞれの手法を最大限生かし、また、今回予定しておりますアンケート調査、先ほど申しあげましたように、主たる項目としてはサービスの内容が役に立ったかどうかという観点でございますけれども、それ以外にも、利用できたらいいサービス、あるいは事業のサービスを受けた上でのさまざまな意見・要望などについて幅広く聴取をする、そういうアンケート調査用の設計になっているところでございます。定量面、また、ただいま申しあげましたような定性的なご意見、こうしたものをこの事業の多面的な評価に最大限生かしていくということを私ども厚生労働本省としても、また、各労働局としても、最大限配意をしていきたいと思っております。

またもう1点、これまた大変重要な点でございます応募者確保という観点でございます。これまで説明会には参加あるいは資料は入手をしたんだけど、実際には入札に参加しなかった理由、こういった点についても当然のことながら該当局についてはヒアリングを行い、その結果のポイントは、お手元の資料にもお示ししておりますように、事業規模、事業範囲、こういったものに鑑みて体制、その他の観点での対応が難しい、あるいは実施場所の制約がある、こういった理由も触れられているところでございます。このたびの一連の見直しを通じまして、ただいま申しあげましたような応募を企図する側からの隘路といったものについては一部改善が図れるのではないかという部分、当然、私ども考えているわけでございますが、加えて、要は、このような事業が厚生労働省各労働局において募集がされるということ、ポテンシャルを持った事業者にご承知をいただかなければこれはどうしようもないということは当然のことでございます。先ほども冒頭説明の中でちらっと触れましたように、これまでの各労働局の経験を踏まえまして、この事業、応募の可能性はある、すなわち各労働局では若者の就職などにかかわる大変幅広い事業、委託事業として実施をしているわけでございますので、こうした事業に具体的な応募あるいは説明会参加実績がある、こうしたポテンシャルを持っている事業者に関しましては、それぞれの労働局において漏れなく声かけ、説明を行うということを徹底するとともに、先ほど辻委員様からもご指摘がございましたように、この応募の資格とか、あるいはその評価の基準といった観点でわかりにくい部分については、より丁寧な説明に心がけることによりま

して、より多くの応札者をそれぞれの地域ごとに確保する仕組み、また、運用面での最大限の工夫・対応をしていきたいと考えているところでございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。ぜひ類似事業で応札もしくは受注した事業者の方への直接的な声がけと、あとは業界団体を通じたメーリングリストへの掲載ですとか、もしくは厚生労働省さんのメーリングリストの掲載なども含めてぜひご検討いただければと思います。

以上です。

○伊藤参事官 はい、承知いたしました。

○尾花主査 最後に1点だけ伺いたいですけれど、4ページの「本事業の概要」で、「次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援」というのは、支援の対象は企業というわけではないという理解でよろしいですよ。これは単に、どの業種に人材が不足しているのかを各都道府県にピックアップしてもらい、その業種を中心に若年者に対して就職を支援するという事でよろしいですか。

○伊藤参事官 はい、趣旨としてはまさにそのとおりでございまして、地域ごとに業種ごとの不足感、あるいはもともとの業種ごとの産業活動の濃淡というのは違いがあるわけでございますので、そういったものを見きわめた上で。もちろん、この事業を通じまして結果としてそれぞれの企業の人材充足に資するという側面はあることは当然でございますが、究極の目的は今申し上げたような観点も踏まえた上での多様な課題を抱える若者の就職促進ということでございます。

○尾花主査 わかりました。では、こちらを読ませていただくと企業に対して人材確保を支援するかのように読めてしまって、企画書を書かれるときに入札を考える方にとってはわかりにくいかもしれないので、説明会等で何か御省のお考えをお知らせいただければと思います。

○伊藤参事官 はい、その点も工夫してみたいと思います。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた

場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○伊藤参事官 どうもありがとうございました。

○尾花主査 本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室・国土交通省入室)

○尾花主査 お待たせいたしました。続いて、建設業取引適正化センター設置業務の実施要項(案)について、国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室、大澤室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○大澤室長 国交省の建設業課の大澤でございます。ご説明させていただきます。

冒頭に、横長のパワーポイントの資料でございます。建設業取引適正化センター設置業務というところでございます。

まず、資料中、この事業につきましてでございますけれども、建設工事の請負契約をめぐるトラブル、それから紛争を抱える相談者に対しまして、弁護士の先生方や、あるいは土木・建築に精通する学識経験者による適切・迅速なアドバイスにより、紛争の解決や予防に資するものとして実施されているというものでございます。

国土交通省をはじめといたしまして、各都道府県の建設業の監督の担当部局におきましては、適正な競争環境とか、あるいは優良な企業が活躍できるような環境を整備するといったような施策を講じておりますけれども、そうした中にありまして、課題にも記載させていただいてございますが、工事代金の未払い等、請負契約をめぐるトラブルというものも多数相談が寄せられておるところでございます。請負契約の金額のトラブルというものは、元請負人さんと下請負人さんという契約当事者間の不適正な関係とか、それから場合によってはペーパーカンパニーといったような企業の存在の問題も有しておりまして、あるいは、発注者の信頼を揺るがすような一括下請負とか技術者の不設置と、そういったようなものまで惹起しているということが考えられるわけでございます。こうしたトラブルが相談によって適正化するということは、極めて実のあることと考えてございます。また、こうしたトラブルというのは民・民間で多く起こるものでございまして、解決に当たって、行政側が中間に入るといことはなかなか難しいということでございますけれども、他方、こうした問題を放置しておくということは、建設業の目的であります建設工事の適正な施工確保とか、それから発注者の保護とか、それから建設業の健全な発達の促進、こういったようなものを阻害するという要因になってしまうということでございます。

続きまして、競争入札の縦長のB-2でございます。平成30年度の建設業取引適正化センター設置業務民間競争入札実施要項というところでご説明をさせていただきます。

開いていただきまして、修正箇所のところを順にご説明させていただきたいと思っております。

3ページ目でございますけれども、ここは赤で修正がございますが、最近の取引の適正化とか、それから最近の建設産業を取り巻く環境等につきまして記載をしまして、その施策について記載をして改めたものになってございます。

それから、1枚めくっていただきまして、これは表現の明確化を図ったということでございます。4ページでございます。

それから5ページでございますが、一番上でございますが、「東京23区及び大阪市内での業務を行うことも可」というような形で、同一の方が東京、大阪のいずれでも業務ができること、兼務の緩和ということをわかりやすく修正させていただきました。

それから、真ん中少々上のところでございます。また、都道府県組織等についても周知に努めると。これは、積極的な広報をすべきではないかという委員のご指摘がございまして、いろいろと指標例等を検討いたしました。成案に至らないという形になりまして、このような形で都道府県等についての周知ということを書かせていただきました。

それから、「確保されるべき公共サービスの質」というところ、5ページの中段でございますけれども、「委託」という語句、「請負」という語句を、その差異をあまり気にかけずに元来使っております。そこはおおびを申し上げたいと思っておりますが、今までの実施要項とか仕様書の内容としてこの業務は請負と考えるのが適正・適当かなと判断をいたしまして、それにつきましても字句の見直しを行っております。

それから6ページでございますが、これも字句の見直し等がございますけれども、中段の棒線部分と、それからエのところと、それからオの消去している部分でございますが、「請負」ということで整理をしているということでございまして、「完了払いに代えて部分払いの請求をすることができる」という請負のルールのところについて、「部分払い」という表現で記載をさせていただいております。

それから、下のオのところは、これと入れかえということになりますけれども、委託ということになりますと、財務省の協議を経まして、財務省の了解をとれたということをもって概算払いの支払いがなされるということでございまして、この部分につきましてはエと入れかえで、交代ということにさせていただいております。

それから7ページ、字句、それから時点修正ということでございます。

8ページにつきましても、字句、時点修正ということでございます。

それから、10ページ、11ページ、同様でございます。

それから、12ページ、13ページ、こちらも字句修正ということでございます。

14ページ、15ページ、こちらも同様でございます。

それから、16ページ、17ページでございますけれども、16ページ終わりから17ページにかけてなんです、ここは「現行事業者」とか「受託事業者」とか「新受託事業者」と3つの言い回しが出てまいりますけれども、ちょっとわかりにくいということになっておりまして、これを2つの語句で整理をし直しております。

以降、18、19ページにつきましても字句の修正をさせていただいております。

それから、20ページでございます。設置業務仕様書とございますが、業務仕様書につきましては、今申し上げました実施要領に沿って改めたところについて反映をさせていただいているということになってございます。

22、23ページ、同様、時点修正はございますけれども、そういう形で修正をしているということになってございます。

それから25ページでございますが、対応事例でございますけれども、対応事例につきましては、これは先生方のご指摘ございましたが、相談内容につきましても千差万別ありますが、ある程度の類型化ができるということを考えまして、紛争類型別に3事例程度掲載をさせていただきました。それを6つのブロックに分けまして、工事瑕疵でありますとか工事遅延とか、それから工事代金、それから契約解除、それから下請代金の争い、それからこれ以外のものというような形で分けさせていただきました。これにつきましては、これは事務局のほうからお話もございまして、ホームページのほうに掲載をさせていただいております。

そちらのほうはずっと33ページまで続いております。

以下、アンケート、それから基準書、それから37ページ、総合評価基準ということで続いておりまして、38ページでございますが、法人番号というところがございます。パブリックコメントをさせていただいた中で、法人番号を入れたらどうだということで、法人特定に役に立つ等々のご意見をいただきまして、こちらのほうを反映させていただいております。

以下、書類によっては法人番号というところが追記されているところがございます。

それから、41ページでございますが、これは先ほどちょっとごらんいただきました総合評価基準というのがエクセルのちょっと小さい字の表が37ページでございましたけれども、その表現と整合をとって書いたほうがわかりやすいということで、そういう意味で、どこに記載したらいいのかがちょっとわかりにくいということのお話がありましたので、その部分を具体的に書かせていただきました。

42ページについても、41ページと同様の考え方で修正をさせていただいております。

以下、46ページ、同様にパブコメ、法人番号等々入れてございます。

それから、50ページ以降は、金額の記載等、あるいは実施要項の内容を反映しておるような形で修正を施しております。

それから、添付の資料といたしまして、パブリックコメントのほうの資料を参考資料としてつけさせていただきました。先ほどの法人番号欄というものを追加するということところを採用させていただいております。

説明のほうは以上でございます。ありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。B-2の資料のまずは54ページ目でございます。これの表の⑤「対応主体別」と書いてございますけれども、「総数（面談）」とございまして、平成28年度は50という数字がございますが、これは大阪と東京のオフィスに実際にお客さんがいらっしゃって面談をした数の総数が50という理解で合っていますでしょうか。

○大澤室長 はい、結構でございます。

○辻専門委員 これは、済みません、念のためなんですけど、東京と大阪を合算した数で間違いはないですか。

○大澤室長 合算ということでございます。

○辻専門委員 それを踏まえた上でお伺いなんですけれども、今回の実施要項を拝見いたしますと、たしか4ページ目でございますね、4ページ目の下のほう、(イ)とあって、「適正化センターの運営」とございまして、23区内と大阪市内に窓口を設置して、月～金の9時半から5時まであけるようにと書いてございますけれども、先ほど見た限りでは大阪と東京で合算して年間50件しか面談を実施する相談がないにもかかわらず、この大阪市

内と23区内に物理的にオフィスをつくるという要件はちょっと厳し過ぎるのかなという、必要性がここまであるのかなと一瞬思ってしまったんですが、このあたり、どのような検討がなされているんでしょうか。

○大澤室長 これは、相談自体は面談と電話という形で2つのものでやってございまして、選択肢を狭めてしまうということが相談者にとっていいことなのかなというのが1つございます。それからもう一つは、これ、建設企業の方々、いろいろな方がいらっやいまして、1人でお仕事されている方、それから企業を持っている方とか、いろいろありまして、それで下請でも2次、3次、4次というふうに重層化という形もございまして、そういったような中で電話だけですとなかなかご説明が十分に把握できないというところがございまして、実際に具体的にやりとりをさせていただいて解決に持っていくと。どうも電話口のご説明だけでは十分に理解ができないというケースがございまして、そういったような部分から、相談者の窓口を狭めることがないようにということで事務所を構えさせていただいてという形で考えてございます。

○辻専門委員 はい。実際に面と向かって図面等を見ながらやらなければならないという必要性はわかるんですけども、その目的を達成するために、果たしてこの23区内かつ大阪市内にオフィスを固定的に設ける必要性がちょっとまだわからなくて、例えば代替手段としては、都内、それから大阪市内、よく見かける貸し会議室とかございます。つまり、事前にメール等で予約を承った上で、おそらく今、貸し会議室は1日、2日前の予約も可能だと思いますので、十分対応可能かなと思うんですが、ただ、もちろん、実施府省さんのほうで今すぐ会いたいという方も救わなければならないという要請があるのであれば、貸し会議室はちょっと厳しいのかもしれませんが、このあたりはいかがでしょう。年間、立派なオフィスを都内に設けるとい固定費はかなりハードルが高うございますので、別途、そういう例えば貸し会議室のような代替手段では無理なんでしょうか。

○大澤室長 こういうような取り組みをやっているということ自体が周知をされておりました、例えば行政庁とか他の機関、国の機関等からご紹介をするときに、この場所に行ったらどうですか、この場所に連絡したらどうですかということで、その場にお越しになってしまうという方もいらっしゃるということでございます。それから、これはご承知のとおりでございますけれども、建設産業は非常に外部的な要因が多くて、例えば、降雨のときには工事がなくなると。そういうときに行こうという方も、こういったような案件のときはふだんはなかなか——今、実情は、大体相談に来る方というのは多くは日給月給の方

でございますので、普通に仕事ができる日をつぶしてまでというお気持ちの方もいらっしゃると思いますので、そういったような中で、天候に左右されながら、あるいは現場の状況に左右されながら、お金をもらってない、あるいはお金のトラブルがあるということでご相談に来ているので、そういったような方々のお気持ちを考えれば、門戸を広げておいてもいいのかなと考えてございます。

○辻専門委員 済みません。でしたら、この「窓口の設置」という文言の意味合いなんですけれども、例えば雑居ビルの一室をそこ専用借りなきゃいけないのか、それとも、どこかある会社と契約をしておいて、必要になるたびにその会議室を借りると。もちろん当日の予約も可能という、そういう条件で借りた場合でも無理でしょうか。

○大澤室長 そういった今ご指摘のような形のところまでは私どもは計算はしてございませんので、そこはちょっとお答えはできませんが、今まで申し上げた形から申し上げれば、相談者側の利便を考えたときにはこの形がいいのかなという形で継続しているところでございます。

○辻専門委員 わかりました。一旦結構です。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 今、辻委員から指摘がございました専用のセンターを設置しなければいけないのかというところは、私も、例えば貸し会議室のような形ですとか、もしくは受託者の社内の会議室を利用できるように常時しておくといったようなことでも、十分対応可能なのではないかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

また、仮にそのセンターを設置した場合でも、総数が先ほど50件のうち有識者の同席というのは平成28年度は0件になっているということで、実施要項の5ページのところで有識者は月2回以上とするところの変更はないんですが、もちろん、※の部分でも、「個別対応のほか、相談員が対応している事案への対応指導も行っている」とあるんですが、もう個別対応が0件となっている中で、月2回以上、もしくは弁護士などの月3回以上という、その要件が厳し過ぎる、もしくはもう少し減らすことというのは考えられないのでしょうか。

○大澤室長 ご指摘もあっていろいろ事情を確認しておりますけれども、まず1つ、先生方がお越しになるというのは、今、委員がお話しされたとおりなんです、いわゆる法的案件とかそういうことについてその間に来たものとか、そういうものを確認するということのアドバイスのところも含めてお越しいただいているというのがあると思います。

そういったような中でも、現在の委託先につきましては、相談員の方もそういうような感覚もある程度向上しておりますから、専門家の先生たちもある程度任せているところはあるのかもしれませんが。ただし、そういったような中であっても、やはり法律的なところとか技術的なところというのは、一般の私たちもそうですが、事務方からすれば、やっぱり先生方に確認したいというところはどうしても気持ちの中であると思いますので、そこは今回は、業務につきまして同一の方が大阪、東京を行き来するということは考えておりますけれども、その配置について今のところご要望のような形のところは考えてないというのが実情でございます。

○川澤専門委員 経年で件数も減っておりますので、そこはぜひご検討いただければと思いますし、検討対象にすべき事項ではないかなと思います。

続いて50ページなんですけれども、「従来の実施状況に関する情報の開示」の部分で、委託費の内訳を記載いただいているかと思います。26、27年度はおおむね同じような金額なんですけど、28年度はかなり金額が減っております、項目別でも大幅に減っている部分もありますので、その減少の理由等を記載する必要があるかなと思ったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○大澤室長 こちらは原則的には査定庁の審査によってということになりますので、それは私どものご説明が不足していると言われてしまえばそれまでですけれども、原則的には査定庁の考え方ということでございます。

○川澤専門委員 総額では予算が減ったという意味ではそうだと思うんですけども、個別の費用で、例えば業務量が減ったことによって謝金が減ったですとか、そのあたりの細かい実績というのが少し応札される方から理解できるような形にしておいたほうがいいかと思います。ほかの実施要項でも、金額が減った場合は減少の主な理由というものを記載いただいているかと思います。そこはぜひ、特段の理由があることによって減少しているんだと思いますので、加筆をいただければと思います。

以上です。

○大澤室長 承りました。

○尾花主査 1点だけ気になった点なんですけど、委託ではなく請負に変えられたと。そうすると、実費精算ではなくて1つの成果物に対して金額を払うというふうになった場合に、ますます、相談業務というのは待ちの業務なので、少ない相談でも高い請負代金がもらえるというような発想、結論に近づきやすいと思うんですね。その際に、相談を行っている

というところを告知するのに、都道府県にお知らせするように努めるというのでは、より予算の有効的な執行の観点からは問題がないかなという懸念を持っておりますので、告知についてはもう少しご検討いただければと思います。

○辻専門委員 今の、引き続いてよろしいでしょうか。告知の件なんですけれども、多分、都道府県等に告知をしてもあまりお客さんには届かないのかなという気がいたします。そこで、例えば、思いつきのレベルなんですけれども、特に零細の方々を保護しようとお考えなのであれば、その零細の方々がふだん業務で立ち入るようなお店とか、例えばそういう機材を扱っているお店とか、そういうところのレジのそばにリーフレットを置くとか、そのようなことも意外と効果があるかもしれませんので、ご検討いただければと思います。

以上です。

○大澤室長 最初にお話がありました請負と委託というか、委任というか、済みません、私が法律にさほど精通しているものではないんですけれども、先ほど実施要項をずっとごらんいただいて、ちょっとその部分の修正がございまして、何枚かにわたってというのがございまして、そこは請負と委任ですか、委託の関係につきましては、法律のそういうような詳細について確認しないまま使っていたというところはあったかなと考えてございます。そこはおわびをさせていただきたいと思っております。実態、実施要項等ごらんいただいた中で、形としては請負の形であると私どもが判断いたしまして、請負並びの形で全体的な修正をさせていただいたということでございます。ちょっと十分な見識がない中で先生方に申し上げるのもあれなんですけれども、請負というのはそもそも仕事の完成ということでございまして、こういったようなところからいけば、各月の国土交通省に対する業務報告であるとか、終了後の業務報告書という白い冊子を提出いただいておりますけれども、そういったようなものは仕事の完成になるのかなと思っております。それから、責任という意味でも、委任であると善管注意義務というのがございますけれども、請負のほうだと瑕疵というところで、そういったようなところからも業務報告書をしっかりとつくっていただくとか、あるいは成果物があるということから考えて、請負のほうでということ整理をさせていただいております。

完全に請け負っていただき、適正に回答を行っていただくと、それから月ごとの報告をしていただくと、それから報告書をきちんとしたものを上げていただくというようなことが、よりその責任がある請負のほうでやるということにつきましては、ハードルが上がっ

てしまうというようなご懸念もあると思いますけれども、そこは相談を受けながら、相談途中で責任を放棄するようなところというのはしっかり見ていかななくてはいけないのではないかなということで、冒頭、設置当初より請負契約という考え方で進めているところでございます。

それからもう一つでございますが、広報等の周知ということでございまして、大変参考になるご意見だというふうに思っております。実は今日もいろいろと適正化センターの担当事務局のほうとお話をさせていただいてございまして、そういったような中でも、今、先生からのご指摘がありました小さい地域のところにも周知していこうという考え方は持っております、ちょうど11月は適正化月間というのを国土交通省でやっております、その中でこういったようなセンターが出る場面がございまして、例えば関東、近畿とかではなくて地方のところにお伺いになった際に、そういったようなところで企業等に対して説明をするというようなことをちょっと考えて、出向いた先が全てではないかもしれませんが、今お聞きしている範囲では北海道とか北陸とか、それから四国だったと思いますが、そういったところに行った際に周知徹底を図るということで聞いておりますので、そういったようなものも活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○尾花主査 請負がいけないというようなお話をしているわけでは全然ないんですけども……。

○大澤室長 失礼しました。

○尾花主査 請負という形で一定の成果物をもらうというような業務の形態にする以上、より請け負った業務をきちんとやっていただくには、より相談を受けることが必要ですね。そのためにはこういう窓口があるんですよということを知らせて、より一層、請負業務の成果について明確に御省がさせないと、今の業務のやり方は、人を何人雇ってください、場所を準備してください、そこに勤務させてくださいという形で細かく指定しているので、基本的には人件費を払っているというような業務に見えてしまうので、その人件費、払った人件費をより有効に使ってもらうためには、周知をしてたくさんの方の相談を受けてもらうような方向でご検討いただくほうが、より予算の有効的な執行にはいいのではないかなという意味でございました。

○大澤室長 大変失礼しました。ご趣旨のとおりでございます。

○尾花主査 はい。ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 2点なんですけれども、請負になっても経費の内訳を30年度以降も詳細に現状の形で出してもらえるんですよね、経費の内訳が請負になり一括で表記されることはないですよね？いかがでしょうか。

○大澤室長 いえ、それはそういう形にはならないと思います。

○事務局 大丈夫ですか。

○大澤室長 はい。

○事務局 それともう1点ですけど、先ほど先生の指摘にあった弁護士さんなどの出勤実績が下がっているということで、体制を減らせないかという話については、明確な回答をいただけなかったんですけど、もう一度明確にお願いします。

○大澤室長 現状は29年度と同じ形で今は考えております。実は今、元請、下請の関係で、27年12月に官邸に下請等の中小企業の取引改善に関する関係省庁の連絡会議というのができまして、要はこれ、労働者の方々にきちんと賃金を行き渡らせようというのが現政権の中でありまして、そういったような中で、元請・下請間でしっかりと取引の改善をやっていきたいと思いますという形で関係省庁が一丸となって下請等の中小企業の取引改善というのをやって、例えば中小企業庁さんとか私ども国交省とか、それから公正取引委員会さんとか、検討を行っておりまして、当センターにつきましても、その中の元請・下請の関係の施策がある、その中で一本立ちしている施策の1つでございまして、そういった現状も踏まえて、今回につきましては同じような形でさせていただきたいというのが本音でございます。

以上でございます。

○赤羽課長補佐 済みません、補佐の赤羽といいます。今、事務局からご質問の件なんですけど、現状は大阪と東京にそれぞれ別の有識者が配置されているんですが、今回の実施要項の4ページと5ページ、特に5ページで赤線で今回追加させていただいているんですけども、その有識者が兼務ができるのであれば、東京、大阪市内それぞれ兼務してもいいですよということを、今回、明確に追記させていただいています。なので、直接の回答にはなっていないかもしれませんが、今まで大阪、東京でそれぞれ配置していたことが、兼務をすることによって担当していただける有識者の数を減らすことは今回の実施要項で可能にはさせてもらっているところです。

○事務局 以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお祈いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○大澤室長 ありがとうございます。

（国土交通省退室・法務省入室）

○尾花主査 大変お待たせいたしました、済みません。続いて、地方入国管理局等の在留手続の窓口業務の実施要項（案）について、法務省入国管理局総務課、柏原補佐官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いします。

○柏原補佐官 入国管理局の柏原でございます。よろしくお祈いします。それでは、平成30年度地方入局管理局等の入国・在留手続の窓口業務に係る入札実施要項（案）についてご説明いたします。

まず、前回の入札実施要項から変更した主な内容及びその考え方についてご説明いたします。昨年10月、前回の入札実施要項につきまして審議を経た上で、東京入国管理局及び同横浜支局は平成29年4月1日から、名古屋入国管理局及び大阪入国管理局は同7月1日から、現在の事業を開始したばかりであり、また、実施状況の評価につきましても今後実施されるということでございますので、現時点では入札実施要項（案）に大きな変更はありませんが、適正な業務遂行や入札実施に向けて若干の改善を図っておりますので、順にご説明いたします。

それでは、入札実施要項（案）に沿ってご説明させていただきます。

実施要項の1ページをごらんください。政府におきましては観光立国推進を背景に、訪日外国人の増加に伴い、在留外国人も増加しております。特に東京入国管理局におきまし

ては、申請件数の増加に伴い、平成30年度におきましては本年度より窓口の開設数を増加して対応する、そういう必要があると判断しております。そのため、今回の入札実施要項（案）におきましては、東京入国管理局においては、申請窓口開設数につきまして17カ所以上から18カ所以上に増やすことにしております。

続きまして、実施要項の3ページ、4ページですが、こちらは、東京入国管理局及び同横浜支局では、前々回の平成26年4月1日から平成29年6月30日までの実施期間におきまして、申請件数が入札時の想定を超えて急増し、事業の適切な実施継続に困難を来しているということが確認されたことから、実施期間を平成28年3月31日までに変更して、平成28年度は単年度事業として改めて一般競争入札として実施した経緯があります。このため、前回の実施期間につきましては、東京入国管理局、横浜支局は平成29年4月1日から平成30年6月30日までの1年3カ月、名古屋入国管理局及び大阪入国管理局につきましては平成29年7月1日から平成30年6月30日までの1年間と実施期間が異なっていたところ、今回の実施期間につきましては全官署で平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間とし、それを踏まえたスケジュールに修正しております。そのほかの項目につきましてもスケジュールに合わせた修正を若干行っております。

続きまして、実施要項の7ページをごらんください。これは「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」というところで、6番、(1)ですね。(ア)のc「直近3カ年の委託事業を適正に実施したこと」という項目におきまして、前回の入札実施要項では、直近3カ年における契約金額が1,000万円以上の継続的な役務を提供する委託事業を適正に実施したこととしておりましたところ、単価契約の場合には契約金額は総価ではなく単価で記載されており、契約金額が1,000万以上であることが確認できないこともあることから、今回入札実施項案では、単価契約の場合には契約時の予定数量による見込み金額が1,000万以上となる場合につきましても要件を満たすことを明確にするため、追記しております。具体的には、入札時の仕様書等でその数量を確認するというようなことを想定しております。

続きまして、実施要項11ページをごらんください。入札実施要項、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価」の部分でございます。こちらにつきましては、厚生労働省令等の改正を踏まえ、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人についても、相当する各認定等基準に準じて加点すること。それから、次世代育成支援対策推進法に基づく認定につきまして、新基準に対応した加得点を設定するなど、評価基

準を追加しております。

入札実施要項の改正点につきましては以上でございます。

次に、今回入札実施要項（案）に係るパブリックコメントの実施状況についてご説明いたします。資料でいいますと一番最後のページです。本年8月1日から同31日までの間、パブリックコメントを実施しましたところ、合計で4件のご意見をいただいておりますが、内容的には、入札実施要項（案）の修正に係る意見はございませんでした。これらの意見に対する回答につきましては、本日のご審議を経た後、法務省のホームページにおいて公表するというにいたしております。

最後になりますが、入国管理局におきましては、入札公告後に前回入札に参加した事業者や参考見積もりを依頼した事業者など入札参加資格を有する民間事業者に対しまして、入札説明会への参加を促しておりますほか、入札実施につきまして情報をより早く入札参加者に提供し、入札参加者の準備期間を確保することによって、できるだけ応札者を増やすということに努めております。今後も引き続き競争性を確保することに取り組んでいくというふうに考えております。

以上、非常に簡単ではございますが、平成30年度地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務に係る入札実施要項（案）につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。何かないですかね。なさそうな感じですね。

○柏原補佐官 そうですね、内容的には大きく見直しているところはございませんでして、件数がやっぱりどうしてもちょっと伸びているというような背景がありますので、それに対応していくために必要な人員等を投入して対応してまいりたいと考えております。

○尾花主査 おそらく実施要項（案）についてはもともときちんと書かれていて、応札業者も何人もいるような実施要項（案）ということで、委員からも特に申し述べることはないんだなと思います。

○柏原補佐官 はい。

○尾花主査 はい。とはいえ、評価のところ、過去の評価で経費削減の効果を上げられていなかったとか、あとは待ち時間が要求水準を達成できなかったというようなことなんですけど、いずれもこれは不可抗力的に申請者が伸びれば経費削減効果を上げられないのは

いたし方のないことで、経費の見方について1申請者当たりにかかった費用みたいな形で過去から見せていただくことによって、必ずしも効果を上げられなかったと見なくてもいいのではないかという事態もあるかと思っておりますので、評価のときにはそういった観点からも分析をしていただくと正しい評価になるのではないかと思います。

○柏原補佐官 わかりました。そのアウトプットの示し方につきましては、また事務局の方ともご相談して、ご提示できるように検討してまいります。

○尾花主査 そうですね。そうすると、待ち時間が要求水準を達成できなかったことについても、窓口のあいている時間が決まっていれば申請者が多ければ、それは無理なわけですから、その点についても、何かそういう事態が起こったときには分析してご説明をいただけるというのではないかと思います。

○柏原補佐官 はい、承知いたしました。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や意見、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○柏原補佐官 ありがとうございました。

（法務省退室・厚生労働省入室）

○尾花主査 続いて、養育費・相談支援センター事業の実施要項（案）について、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、度会室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○度会室長 厚生労働省の度会と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿いまして説明させていただきます。

養育費・面会交流相談支援センター事業の実施要項についてですけれども、まず、事業の概要のほうですが、お手元の資料の1ページのほうを見ていただきますと、養育費・面会交流相談支援センターにつきましては、離婚後の子どもの養育につきまして、その養育費の確保に向けた取り組みを推進していくということが必要になっているという形になっておりますが、平成14年の母子・寡婦福祉法の改正で、養育費支払いの責務が明記されたほか、強制執行手続等の改善が図られてきたという形になっております。また、平成23年6月には民法改正において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、親子の面会交流や子の監護に要する費用の分担について条文上明示されたという形になっておりまして、厚生労働省では、この養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進に向けて、養育費等に関する困難事例等の対応や、養育費及び面会交流の相談に当たる人材養成のための研修等を行うという形になっております。

なお、この実施要項（案）につきましては、この小委員会に先立ちましてパブリックコメントを実施しておりまして、その際にこの要項（案）に対する意見が持たれております。委員の方々にはこの意見募集の結果についてという形で資料を用意しておりますが、この意見で出されたところを踏まえた修正がこの資料の中の赤字で行われている部分という形になっております。事業内容を説明しながら、このパブリックコメントの概要も踏まえて説明させていただきたいと思っております。

資料の2ページのほうになります。まず事業の内容です。まず、(3)の業務の内容として、①の養育費・面会交流相談支援センターの職員の配置という形で、まずセンター長の配置という形をとりまして、このセンターの管理運営に関する総括を行っていただく。それから、3ページに移りまして、イの相談員等の配置。これは、相談員については、養育費及び面会交流に関する相談に対応する方、常勤または非常勤の方を常時2名以上配置するという形になっております。また、相談員については、1名を家事調停や家事審判に関する業務に従事した経験がある者を1名以上配置するという形になっております。今回のパブリックコメントの意見の中で面会交流に関するご意見がありましたので、その面会交流に関する我々が取り組む内容について、この3ページのところで注意書きとして新たに入れたという形になっております。内容につきましては面会交流についての基本的な考え方になっておりますが、これは厚生労働省が告示で定めております「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」、こちらのほうの考え方をそ

のまま引用しているという形になっております。

次に、4ページの②ですが、養育費・面会交流相談支援事業という形になりまして、ひとり親家庭の方から養育費に関すること、面会交流に関すること、その他養育費一般や関係する家庭問題等に関することという形で相談に応じていただくという形になります。

それから、次の5ページに移りますけれども、⑤の研修等事業、これにつきましては、アからウまでの3つの研修事業を行うこととしておりまして、まず、(ア)のほうですが、全国母子・父子自立支援員研修会と合同で実施する養育費等相談支援に関する全国研修会。それから、6ページに移りまして、(イ)の養育費専門相談員等研修、これは就業・自立支援センター——これは都道府県の指定都市、中核市に設置されておりますが、そこに配置されている養育費専門相談員や母子・父子自立支援員等の指導的立場にある者の研修。それから、(ウ)の地域研修会としまして、全国で6ブロック以上に分けまして、相談業務に従事している方を対象とした研修を行うという形になります。

続いて、7ページの④として情報提供事業という形になりますが、これは養育費や面会交流の取り決め等の方法に関する情報提供を実施するという形で、1つがホームページによる情報提供、これがアになります。そして、イとしてパンフレットやポスター等を作成して周知を図ると。それから、ウとしてひとり親家庭を対象にセミナーを開催して、ひとり親家庭の方々への周知を図るという形になっております。

そして、次の事業内容ですが、8ページの⑤になります。養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会という形で、センター事業の運営に関する委員会を設置しまして、9ページのほうに移りますが、この運営委員会の委員についてはひとり親家庭の当事者団体や学識経験者等という形で、年2回以上実施するという形になっております。

ここで事業内容についてですけれども、これまで養育費確保に関する制度問題研究の実施という形を行うこととしておりましたが、6月の前回の小委員会の際にこの制度問題研究についてのご意見はありましたので、そこを踏まえまして、今回、事業のほうから落とすという形で考えております。

次に9ページのほうですが、2の入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質につきましては、(1)のほうですけれども、アンケート調査の結果において肯定的評価が80%以上という形で見られる形になっております。また、(2)のほうですが、相談支援において相談員の対応や誤回答に起因する苦情件数の相談件数に占める割合が、年1%以下であることという形で、これは前回の内容と変わってはないという形になっております。

10ページのほうですけれども、契約の形態については委託契約としまして、(2)のほうで契約金額の支払い等を記載しております。

また、11ページのほうになります。第4の契約期間としては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までという形になっております。

第5の入札参加資格、こちらも前回の形と同じですが、8の共同体による入札という形で、参加がしやすい形の対応を引き続き行うという形になります。

12ページが、第6として入札に参加する者の募集に関する事項として、予定ですが、平成29年12月下旬を入札公告の予定としているという状況になっております。

以上が概要になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。実施要項の9ページから10ページ目にかけてでございます。9ページの一番下ですね、確保すべきサービスの質として、(2)相談員の対応や誤回答に起因する苦情の件数が年間1%以下という数字が示されております。私の経験上、こういう非常に困難な状況下に置かれた方々がクライアントの場合にはかなり苦情が多くなる傾向があると私は感じておりました。そのときにこの1%という数字はかなり苦情が少ないほうかなと個人的には思っております。具体的になんですけれども、過去の受託者さんがなさっていたところに年間何%ぐらいの苦情が認知されたんでしょうか。

○度会室長 平成27年から平成28年3月の実施状況におきましては2件という形で、当時委託を受けていた、現在受けているところですが、家庭問題情報センターの対応に関して苦情を申し出た者が2件あったという形になっております。この2件の割合については、相談件数全体が6,644件のうちの2件という形で、0.03%という形となっております。

○辻専門委員 その数字はどこかに書かれているんでしょうか。

○度会室長 これは、今年の6月28日の養育相談支援センター事業の実施状況についてという形で、この小委員会のところでご報告しております。その数字になっております。

○辻専門委員 わかりました。それと、過去の実績に今の数字を書くことは可能でしょうか。過去の実績。おそらく実施要項には過去の実績に関するデータは別紙4ですね。

○度会室長 別紙4から実績になっておりますが、苦情の件数というものは特に挙げてお

りません。

○辻専門委員 もし可能であれば、載せることをご検討いただければと思います。

以上です。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 追加して、9ページで設定いただいているサービスの質の過年度の実績は、アンケートのほうは掲載いただいているという理解でよろしいでしょうか。

○度会室長 アンケートも、利用者結果のアンケートとしてご報告させていただいております。

○川澤専門委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

5ページ目でございますけれども、5ページ目の1つ目のポツの部分で、原則としてとして、電話相談には1件当たり何分以内、メールには何日以内という形で設定されていらっしゃるかと思ひまして、こういった困難な状況にあられる方に対する相談に迅速に対応するというのは非常に重要なことだと思うんですが、このあたりのレスポンスの時間ですか、そういったところはどのような形でモニタリングされていらっしゃるのでしょうか。特にサービスの質には設定されていらっしゃると思いますので、こういった形でこの遵守をモニタリングされているかということをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○度会室長 時間については、一応これ、時間もおおむねという形で示させていただいておりますけれども、メールやファックスによる相談のほうについては基本的にはおおむね2日以内という形で、そこはしっかり見させていただいているんですが、時間のほうは明確にははかっていないと思います。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

あと1点だけ、8ページの部分で、ホームページの運営についての記載があるかと思ひまして、実際にURLを拝見しますと、youikuhisoudanという形のURLをとられていらっしゃるのでは大丈夫かとは思ひますが、これ、仮に受託者の方がかわられた場合に、ホームページのURLですとかそういったものは継続して使用できるような著作権の帰属になっていらっしゃるのでしょうか。

○度会室長 基本的には引き継ぐという形で考えておりますので。

○川澤専門委員 わかりました。

○浅羽副主査 ご説明ありがとうございます。なかなかこうした業務、現行の業者さん以外にどういう人が受けてくれるのかなと思ひながらずっと話を聞いていたんですけれども、

御省といたしまして、あるいは御室といたしまして、もし現行業者以外の業者さんといいますと、どういうところを想定されていらっしゃるのでしょうか。

○度会室長 これは共同体の実施という形を認めているという形もありまして、弁護士協会の方と民間の団体の方が組んでいただくとか、そういったことも考えられるのではないかと考えております。

○浅羽副主査 その場合の前者の弁護士のほうはわかるんですけども、民間の団体というのはどんなような……。といいますのも、今後、こういう仕事、もっといろいろありますので、「どうですか、やってみませんか」というふうに言うときに、どういうところにアナウンスすれば刺さる可能性が高くなるのかなと思っておりまして、その場合の民間の団体というのはどういうようなものをイメージすればよろしいのでしょうか。あるいは、どんなでも、要は弁護士事務所等とうまく連携さえとればできることなのかどうかですね。

○度会室長 そうですね、基本的にはこの業務の中で養育費に関する知識というのが、取り決めから養育費の大体の額とか、それから養育費の確保という形で、これらの養育費に関しては今、どこの団体でもわりあいと相談が来れば説明しやすくなっていると。面会交流については養育費よりも少し専門的な知識が必要なのではないかと。というのは、今回の実施要項の中でも書かせていただきましたけれども、児童虐待やDVの問題など、こういったことも踏まえて相談に対応しなければいけない。面会交流につきましては、支援というよりも取り決めに促進する方向で相談に応じていくというような形を考えておりまして、今、具体的にどういった団体かというのはなかなか難しいんですけども、そうした団体に手を挙げていただければと思っております。

○浅羽副主査 よろしいですか、続けて。あと、その事業の中に研修を実施する、これもとても大切なことだというのはとてもよくわかるんですけども、研修を実施する、すなわち、場所を確保し、講師を確保し、研修資料等も場合によっては確保しとか、そういったような業務って、今おっしゃられたような面会交流の知識をお持ちの方とも何かまた違うような気もしますし、養育費等々いろいろと詳しい方とも違うかなとも思うんですけども、そういうのって共通できるものなんではないでしょうかね。そのネットワークでできちゃうものなのか、どうなんではないでしょうかね。要は、私、この事業そのものがどこかでまた競争性が発揮できるのかどうかということを根本的に伺いたいと思っております。

○度会室長 確かに、これまで平成19年度からこの事業を実施しておりまして、基本的

には1者入札という形で来ました。で、平成27年からこの市場化テストを行いました、やはり同じように1者入札ということで、引き続き市場性を求めるという形で、今回2回目の市場化テストを行っていただきたいという形で考えているという形になっております。

研修の部分につきましては、これは都道府県あるいは市町村の母子・父子自立支援、それから母子家庭等就業・自立支援センターの養育費を専門に相談に乗る相談員の方、こういった方を対象に研修を行うという形になっておりまして、別に団体の中でそれを全て賄うという形ではなくて、講師を依頼するとか、そういうことも可能にしておりますので、そういった形で対応できるのではないかと考えています。

○辻専門委員 よろしいですか、済みません。おそらく今回、パブコメを受けた結果、この面会交流に関しても加筆なされたという理解でよろしいでしょうか。

○度会室長 もとから面会交流は一部入っておりますが、その面会交流が意味するところが、直接的な支援を受けられるというような誤解も生じますので、そこをもう少し明確に伝えるという形で直させていただいたと。具体的には、3ページの一番下の（注3）という形になっております。

○辻専門委員 この3ページ目の記載でございますけれども、これはあれですか、子どもがふだん家にいなくて、離婚なされた相手方のほうに子どもが住んでいらっやって、自分は面会交流したいという方、そういう方からの相談も受ける予定なんですか。

○度会室長 それは受ける予定になっております。

○辻専門委員 なっているわけですか。

○度会室長 はい。

○辻専門委員 そうすると、これも僕の経験上なんですけれども、面会交流を求める側の方は、これも大変困難な状況にいらっやってるところでございまして、それで、面会交流したいんだけど、それがかなえられないというフラストレーションもかなりお持ちだと思います。そういう方が増えた場合、おそらくクレームの数もかなり増えるのではないかなと想像いたします。そうすると、先ほどの年間1%という目標値がかなり厳しくなるような気もいたしますので、このあたり、まだ始まって間もない状況かもしれません、妥当な数字を出すことは困難かもしれませんけれども、検討いただければと思います。

それで、それに関連するんですけれども、先ほどの苦情の相談件数が1%以内といったときのこの苦情件数というのは、何か具体的な定義があるのでしょうか。どのような場合に苦情が来たと認識するのでしょうか。おそらく9ページ目の一番下でございますね。苦

情件数、これの定義がどのようになっているのでしょうか。

○度会室長 明確に定めておりませんね。

○辻専門委員 現状の受託者の方は、どのような場合に苦情件数というふうに認識なさっているのでしょうか。

○度会室長 多分、理解していただけなかったというところを苦情という形で押しえられていると思います。

○辻専門委員 ちょっとこれも個人的な印象なんですけれども、6,000件相談を受けて2件しかないというのは極めて少ない感じがいたしまして、そうすると、真に深刻なもののみがこの苦情件数として認識されている可能性もあるのかなと思いましたが、できればこれ、確保されるべきサービスの質という非常に重要な部分でございますので、明確な定義を検討いただければと思います。

以上です。

○尾花主査 何点か教えていただきたいんですが、このパブリックコメントを読みますと、非常に父親と母親の対立が激しいように思います。ということは、この相談というのは、この事業としては公明正大・中立に提供しなければならないと思うんですが、それをどう担保されているのでしょうか。

○度会室長 そこを担保するために、今回、先ほど申し上げましたように、面会交流の考え方について注釈をつけて知らせているという形になっております。

○尾花主査 非常に対立が激しく、中立・公正な助言をするときにその注記だけで十分なのか、実施される業務の公正性について御省の方で何か担保する施策ってあるのでしょうか。パブリックコメントを読みますと、母子家庭ばかり優遇されてずるいというようなものであったり、面会交流をこういった相談を通じて認めてもらえない方向に動くのではないかという懸念の存在がこのパブコメから受け取られ、非常に対立当事者の中に入って業務をすることが想定されます。そういった際に、もしこのFPICという専門集団以外の方が受けたような場合には、むしろ御省のほうが中立・公正にやっていただきたいと思うと思うんですが、そういったものを担保するものとして、例えば質のところでは何か要件を加えることというのは可能でしょうか。

○度会室長 一番大きな問題は面会交流の話になると思うんですけれども、面会交流の実施まで支援するとかそういうわけではなくて、あくまでも面会交流の取り決めに促進していくための相談、それから場合によっては助言という形になると思うんですけれども、そ

の面会交流の実施に関しては、基本的にはどのようにやるかとかというのは双方が本来は決めなければいけないことになっておりますし、相談に非常に難しい専門的なことになれば、そこは裁判所の判断とか、それから法テラス等を活用した弁護士の介入とか、そういったものを勧めていくという形で考えております。どのように担保するかという形なんですけれども、これはあくまでも総合評価という形で企画書を出していただきますので、そちらのほうの内容を確認しながら決めていくという形になると思います。

○尾花主査 はい、わかりました。そういたしますと、業務内容についての説明なんですが、養育費に関することの相談に対応する、面会交流に関することの相談に対応するということで、具体的にどういう相談結果を提供すればいいのかという点について記載はできないですか。

○度会室長 4ページのところでしょうか。

○尾花主査 はい、例えば4ページです。それから、さらには別紙のところの8/35の養育費相談支援事業の実績みたいなものなんですけれども、これはただ単に手続を説明すればいいのか、つまり家庭裁判所の受付で提供される情報提供だけでいいのか、もう少し踏み込んだ金額の算定、または、あなたの場合には何回ぐらい認めてあげればいいのか、そういうことまで想定している事業なんですか。

○度会室長 いや、そこまでは想定してないですね。前回の小委員会のときにもお話があったと思うんですけれども、例えば極端な例で申し上げますと、こういう形であれば調停が早くまとまるとか、そういったことをお知らせする場ではなくて、基本的に現状の情報をもとにまずは取り決めから入っていくという形からこの事業を行っていく。それを現状でも取り決めができていないという方が非常に多いという形がありますので、そこを行いながら事業を行っていくという形になっています。事業内容ですけれども、別紙4の8/35の3ですね、国民からの相談件数という形で相談件数の内訳を書いておりますが、上から見ますとこれは主に養育費に関することが非常に多くなっておりまして、面会交流に関しましては全くくりになっているわけなんですけれども、現状ではまだ少ない状況になっているという形になっております。

○尾花主査 そうしますと、これは相談に応じているというよりも、手続についての情報提供。

○度会室長 そうですね。

○尾花主査 及び現状の裁判所の考え方に関する情報提供、例えば面会交流は認められま

すよとか、基本的に子どもの権利として大事なことですよとか。

○度会室長 はい、そういうことはお伝えするという形になります。

○尾花主査 はい。そういたしますと、相談という形にしますと、あたかも紛争解決のための法律相談をしなくてはいけないようにも読めるかと思いますので、もしその内容がパンフレット等でお示しいただいているQ&Aレベルの情報提供を相談者の理解に合わせて説明するというような記載だと、より実施していただきたい業務がわかるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○度会室長 そうしますと、4ページの業務内容のところ、面会交流に関しては、例として「面会交流の取り決めに関する事等」としておりますので、そこをもう少しわかりやすく記載するような形で検討してみたいと思います。

○尾花主査 と申しますのは、パブコメを見ると、非常に対立が激しい中、相談をした人に一方的な情報というか、あなたはこれなら裁判所で大丈夫よとか、そういった情報提供をしているかのように誤解を受けてしまうのではないかという懸念から、もしニュートラルな情報提供だけということであれば、そうお書きいただき、そう書くことによって専門性は実はそんなに高くないんだということがわかれば、応札業者も増えるのではないかなと思った視点です。ただ、記載方法等について、記載するかについてはお任せします。

○度会室長 ありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○辻専門委員 済みません、細かくて恐縮なんですけれども、5ページ目でございます。5ページ目の真ん中に「フリーダイヤルを導入」とございます。これ、おそらく実施経費が経費かなりかさむ方向の話なんですけれども、携帯電話からの架電をフリーダイヤルにするという趣旨なんですか。

○度会室長 基本はそうなっていますね。

○辻専門委員 現状も今、携帯電話からであってもフリーダイヤルの運用をなさっているというか。

○度会室長 なっています。

○辻専門委員 その電話料金というのは、今、公表されていますか。

○度会室長 個々の細かい経費までは公表していません。

○辻専門委員 電話料金のかかった経費は載ってないわけなんですか。

○度会室長 はい。

○辻専門委員 できればそれも、おそらくお客さんによってはかなり長時間お話しなさる方もいらっしゃるかと思われまので、かかった電話料金に関して公表いただければと思います。

それから、今のかかわるんですけれども、同じく5ページ目の上のほうに「原則として、電話相談には1件当たり概ね30分以内に対応し」と書いてございます。この30分以内の意味合いなんですけれども、次の行に書いてある「FAXによる相談には1件当たり概ね2日以内に対応」とございますので、このファクスに関しては、ファクスが来てから2日以内にリプライをすればオーケーと読めますけれども、電話に関してはどのような意味なんでしょうか。電話をかける時間が30分間という趣旨なのか、それとも、一旦電話が来て、担当者がいなかった場合には30分以内にかかけ直すという、そういう趣旨なんでしょうか。

○度会室長 30分間以内という意味合いだと思っておりますので。

○辻専門委員 でしたら、そのあたり、明確に書いていただければと思います。

○度会室長 はい。

○辻専門委員 以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○度会室長 ありがとうございました。

（厚生労働省退室）

— 了 —